

第6回流山市補助金等審議会会議録

- 1 開催日時 平成26年7月23日（水） 午前9時30分から
- 2 場 所 流山市役所第2庁舎3階302会議室
- 3 出席委員 山口会長、西村副会長、川勝委員、廣田委員、大久保委員、中村委員
- 4 欠席委員 光川委員
- 5 出席職員
 - ・ 保育課 秋元課長、佐々木課長補佐
 - ・ 子ども家庭課 石井課長、熊井課長補佐
 - ・ 都市計画課 長橋課長、大川係長、松田主事
 - ・ 指導課 矢内課長、弘永指導主事
 - ・ 国保年金課 湯浅市民生活部次長兼国保年金課長、高崎課長補佐
 - ・ 社会福祉課 河原健康福祉部次長兼社会福祉課長、蓮見係長
- 6 事務局 手嶋財政部長、安井財政部次長兼財政調整課長、福吉財政調整課長補佐、村山主査、菅原副主査
- 7 傍聴者 なし
- 8 議 題
 - (1) 平成26年度既存補助金 ヒアリング（4日目）
 - ① 私立保育所整備費補助金（保育課）
 - ② 私立幼稚園園児補助金（子ども家庭課）
 - ③ 街づくり組織活動費補助金（都市計画課）
 - ④ 小中学校体育連盟補助金（指導課）
 - ⑤ 人間ドック利用助成金（国保年金課）
 - ⑥ はり・きゅう・あんま等施設利用者助成金（国保年金課）
 - ⑦ その他
 - ・ 社会福祉協議会追加資料の説明（社会福祉課）
 - (2) その他

9 配付資料

(1) ヒアリング対象各種補助金の概要等（4日目分）

(2) 追加資料

ア ヒアリング3日目（7月16日実施分）

- ・補助金番号 104 文化活動事業費補助金
- ・補助金番号 118 市民体育大会等事業補助金

イ ヒアリング1日目（7月2日実施分）

- ・補助金番号 13 社会福祉協議会事業費補助金

開 議 9時28分

(山口会長)

ただいまから、第6回流山市補助金等審議会を開催いたします。

本日の審議会は、出席6名、欠席光川委員1名でございます。

会議は、成立していることをご報告します。

本会議は公開となっておりますので、ご了承願います。

前回に引き続きまして、平成26年度既存補助金のヒアリングを行います。本日は、5課、6件の補助金等についてヒアリングを行います。

ヒアリング終了後に、追加資料が出されている社会福祉協議会の説明を担当課からしていただきます。

はじめに、事務局から配布資料についての説明をお願いいたします。

(事務局)

今日配布している資料について簡単に説明いたします。

日程表の裏に本日5課分の資料が1点、追加資料として、前回のヒアリングの時に文化活動事業補助金と体育協会関係の資料の追加要求のあった分です。保育所の関係で保育園一覧表と市の地図に落とし込んだもの、これは、最初のヒアリング、私立保育整備事業補助金関係の追加資料です。以上です。

(山口会長)

それでは、ヒアリングを開始します。

《保育課入室》

(山口会長)

お忙しい中、ヒアリングにご出席いただきありがとうございます。

それでは、私立保育所整備費補助金についての説明をお願いします。5つの項目、「公益性」、「公平性」、「必要性」、「効果」、「適切性」、ここ3年間でとった改革を中心に5分程度でご説明いただき、その後私どもの方から質問させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

(秋元保育課長)

保育課長の秋元と申します。

私立保育所整備費補助金、賃貸物件市単独補助分について、ご説明いたします。補助金の説明に入ります前に、背景としての、本市の保育を取り巻く状況についてご説明いたします。流山市は、「流山市子育てにやさしいまちづくり条例」を制定し、子どもの健やかな成長を願い、次世代を担う、すべての子どもの幸せを図ることにより、活力ある流山市の実現を目指しています。この事は、将来の本市の活力と財政基盤を支えていく、共稼ぎの子育て世代に、本市を選んでいただくための方策であり、本市の最重要施策と位置付けられております。この施策を実現するために、千葉県「安心子ども基金」を活用して保育所整備を進め、平成22年度からの5年間で、保育園を17園から26園に、定員数を1,302人増加させてまいりました。しかしながら、本年4月時点での待機児童数は68人であり、待機児童の解消が、喫緊の課題となっております。こうした背景の中で、これからご説明する補助金が必要となってまいりました。

それでは、補助金番号50私立保育所整備費補助金、賃貸物件単独補助分について、ご説明申し上げます。本市では、これまで戸建てによる保育所整備を主流にすすめてまいりました。しかしながら、おたかの森駅周辺等、開発が進む地域では、土地代が高額であり、保育所用地を確保することは非常に難しい状況となっております。こうした中で、マンション等の一部を利用した、賃貸物件による保育所整備が有効な手段となっています。しかしながら、賃貸物件により保育所を整備する場合でも、区画整理地区内では、賃料が高額となっており、安心子ども基金を活用して賃貸物件の保育所整備を行っても、補助基準額の上限である、賃料の合計額で4千万円を、直ぐに超えてしまう事になります。補助金が無い状態では、高額な賃料は、営利を生むことができない社会福祉法人には、大きな負担となり、保育所を開設することが難しい状況が発生してしまいます。このため、公益的事業であり、必要性が高い保育所整備を進めるためには、県の安心子ども基金の補助が終わった後も、市単独で賃貸料を補助する必要があると考えております。このことから、賃貸物件による保育所整備の場合、期間を10年間に限り、私立保育園が安定して事業を進められるように、千葉県の安心子ども基金の補助が終わった後も、法人の負担が、賃料の4分の1となるように市が単独で補助を行うものでございます。昨年12月25日の平成26年度予算による補助金等についての答申の中で、当該補助金はA評価を頂いております。その中で、本事業は、その内容から長期補助・効率補助となることが見込まれる。当該補助のあり方についての長期的視点に立った検討を要望する。と評価コメントされています。国の待機児童解消加速度プランの緊急集中取組期間である、平成27年度中に開園する保育所に対しましては、賃料全額を補助対象額といたしますが、それ以降に開園する保育所につきましては、補助対象額の上限を施設の規模に応じて設定するための要綱改正について、現在、検討をしております。具体的には、定員120名の保育所について、補助金額を年額600万円、月額で50万円程度を予定しております。よろ

しくご審議いただきますようお願いいたします。

(佐々木保育課長補佐)

資料の説明をいたします。平成26年度、今年度、公立の保育所5か所、私立保育所21か所、全部で26園、流山市にあります。定員数約3,100名です。

来年4月1日、新設5園、既存保育園2園の増設を含めて、定員約630名増える予定です。先程、課長が説明した待機児童の解消に向けて整備しています。

(山口会長)

ありがとうございました。

それでは、委員の皆様、質問をお願い致します。

私の方から、お聞きします。先程、課長さんから、平成25年度の答申の時に、当審議会では必要性については認めておりますが、28年度以降は、要綱改正をして、限度額を設けることという事ですね。

長期的視点の10年間とは、どのような意味ですか。

(秋元保育課長)

10年間というのは、賃貸借料によって整備する場合の期間、最低10年間使いなさいと厚労省からきていますので、その期間は、10年間担保したいと考えています。

(山口会長)

それ以降は、どうするのですか。

(秋元保育課長)

それ以降は、補助金は、ありません。当初の10年間だけです。

(山口会長)

10年間たったら、自立してもらおうという事ですね。

(秋元保育課長)

はい、そうです。

(川勝委員)

10年間というのは、厚労省の指示ですか。一般的には、長く感じます。

(秋元保育課長)

お子様を預かって、0才から5才位までのサイクルで、10年間を基準にしてくださいと通達がきています。それを基準にしています。

(川勝委員)

待機児童の解消が、重要課題だと十分認識しています。賃貸方式での整備は、理解できますが、このままの仕組みでどんどん増やしていくと、負担が増えます。補助額の見直し、規模に応じての対応等、具体的に進めていくと理解してよいのですか。

(秋元保育課長)

間違いなく、やっていきます。

(中村委員)

子どもの入園ピークが超えた後、市として保育園は、どうしていくのですか。

(秋元保育課長)

いずれは、整理しなければならないと考えていますが、今は、保育園側と後の事を考え、老人施設と併用する等、他の使い道を考えています。具体的には、人が少なくなってきた時には、ある一定のルールをもって継承していくものと考えています。

(中村委員)

賃貸は、引き揚げやすいのですか。

(秋元保育課長)

10年間の契約をしていますので、それ以降はありません。

(中村委員)

建物を別のものに簡単に代替出来るのですか。

(秋元保育課長)

簡単には、いかないと思います。設計を変更する、あるいは、10年たったら引き揚げというのは、私見です。実際は、保護者や県等と協議していくと思います。

(川勝委員)

補助金整備一覧表と実行プランの予算要求との絡みが理解できないのですが、ロータスキッズの予算要求で、26年度保育整備は、賃貸が2つありますが、加味されていないのですか。

(秋元保育課長)

今年度、発生するのは、ロータスキッズだけです。27年度予算に発生します。

(川勝委員)

この2つは、27年度ですか。

(佐々木保育課長補佐)

27年10月1日オープンです。

(川勝委員)

26年度補助金整備と書いてありますが、実際は、27年度に発生するのですね。

算出基準の中で、子ども安心基金が適用された場合には、県の基金で2分の1、市の補助は4分の1で済み、ただし、県の補助相当額1,900万円の2分の1の県相当額ですが、その分も市が持つとっているのですね。そういうことで、計1,400万円になっているということですね。

(秋元保育課長)

はい、そうです。

(川勝委員)

計算ですが、25年度は、1,159万7千円で計算をしています。26年度は、単価が上がっているのは、なぜですか。

(秋元保育課長)

消費税が8%に変更になったためです。

(川勝委員)

安心子ども基金が具体的に分かりませんが、ここで聞くと時間がかかるので止めま

すが、それが無くなると、市の負担が増える事が危惧されるので、その辺が知りたいと質問しました。

(秋元保育課長)

この件につきましては、再度計算して資料として提出いたします。

(山口会長)

子どもに関しては、国をあげて、色々な意見が出てくると思います。重要な政策だと思いますが、審議会として、市の負担を考えざるをえません。

(川勝委員)

国、県の補助金に出来るだけシフトさせて、市の負担にならない保育所全体のパッケージを国、県、市の位置付けの中で、早く待機児童の解消をお願いします。

(廣田委員)

補助金とは、関係ないかもしれませんが、保育所の今後の増加の見込みをどのように考えていますか。

(秋元保育課長)

子ども子育て会議の中で、最新の児童推計を議論しております。その結果を基に、27年度の計画を考えていきたいと思っています。

(廣田委員)

26年度は、この数字で大丈夫なのか不安です。

(秋元保育課長)

厚生労働省のヒアリングを受け、多めの数字を要望しています。

(佐々木保育課長補佐)

おおたかの森で、区画整理地で、今後、200戸以上のマンション計画等があります。30才台世帯、小さいお子さんがいる世帯が、増えると思われます。

(山口会長)

ありがとうございました。

《保育課退室》

《子ども家庭課入室》

(山口会長)

お忙しい中、ヒアリングにご出席いただきありがとうございます。

それでは、私立幼稚園園児補助金についての説明をお願いします。5つの項目、「公益性」、「公平性」、「必要性」、「効果」、「適切性」、ここ3年間でとった改革を中心に5分程度でご説明いただき、その後私どもの方から質問させていただきたいと思っています。よろしくお願いします。

(石井課長)

子ども家庭課長の石井です。よろしくお願いします。

まず、公益性は、私立幼稚園園児が、安心して子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりに基づく、子育て世帯への支援に合致しています。

公平性は、私立幼稚園に入園している全ての児童を対象にしており、補助金の交付に公平性があります。

必要性は、子育て世帯への経済的負担の軽減を図る上で必要なものであります。

効果は、子育て世帯への経済的支援により、安心して子どもを育てられる事や、私立幼稚園児の保護者の負担軽減と公立幼稚園との格差是正が図られています。

適切性は、各幼稚園から提出される交付申請及び実績報告の内容を審査し、対象者の住民票を確認し、疑義がある場合、本人への確認もしており、適切に会計処理を行っております。

過去3年、年間3歳児1万5千円、4歳5歳児で2万円、月々に計算すると2千円弱になります。

(山口会長)

ありがとうございました。

委員の方からの質問に移ります。

(西村副会長)

保護者の所得制限や所得から見た支援の仕方の検討をしていますか。

(石井子ども家庭課長)

もう一つ、幼児園児に対して、就園奨励費補助金があります。そちらに関しては、所得制限があります。こちらの、市で独自に設けている補助金は、年間で数万円になっています。

(西村副会長)

先程の適切性で、疑義がある場合とありますが、どういう疑義が出てくるのですか。

(石井子ども家庭課長)

例えば、必ずしも流山市内の幼稚園に行っているお子さんばかりではないので、近隣、松戸市や柏市に行っている場合でも、流山市民であれば、この補助金を使えます。

(西村副会長)

本当に通園しているかという疑義ですか。

(石井子ども家庭課長)

行っていないお子さんに対して、支払う事はありません。流山市民であるかどうかの確認をします。

(山口会長)

この補助金については、20年度最初の評価がB評価、23年度がA評価だったのですが、20年度のB評価を見ると、公立と私立のあり方、一律支給に対する考え、交付期間が長期となることから、検討の余地があるという評価でした。23年度は、A評価ですが、継続性をもって総合的な検討をお願いするという評価でした。必要性は、分かりますが、ずっと続いていきます。何か補助金を抑制するべきと考えるのが、私達の役割と思い、お聞きしています。年1万5千円だと、月千2、3百円になり、

金額的に大きくないので、所得制限は設けていないという事ですね。長期になっていきますので、何か検討した事は、ありますか。

（石井子ども家庭課長）

子ども子育て支援法が制定され、来年度から、子ども、子育ての新システムが進んでいきます。その中で、幼稚園のあり方についての検討があります。変更点は、今までの幼稚園と同じスタイルで続ける場合と、施設型給付を受ける幼稚園、認定子ども園、幼稚園と保育園を一緒にしたような幼保連携型認定子ども園があり、3タイプがあります。ただ、移行するかどうかは、幼稚園自体の考え方によるため、どの位の幼稚園が移行するのか、希望調査をしたところです。今後については、このまま継続するという事だけではないです。

（山口会長）

3タイプに代わるので、今後、それを見極めなければ長期的な事が見えてきませんね。

（西村副会長）

認定子ども園などの見通しがついたら、根本的に考え直すのですか。

（石井子ども家庭課長）

新制度に移行しない幼稚園については、就園奨励費は、そのまま残ることになります。国の方で、新制度を進めています、幼稚園の考え方です。幼稚園の希望調査の説明会時には、入園料の問題等があり、新制度に収益の面で様子をみているところが多いようです。

（西村副会長）

市の方としても、来年から補助の仕方が、変わってくるのですか。

（熊井子ども家庭課長補佐）

子ども子育て支援の新制度の前の段階から幼児教育の無償化という流れがあります。新制度に移行したとしても、本人の負担があります。これについて、最終的に幼児教育の無償化に移行した段階で、この補助金の役割が終わるのではないかと考えています。

（西村副会長）

母になる、父になるなら流山とありますが、子どもが増えるのではないかと思います。結婚してここに住み、子どもの面倒をみるなら、この辺の充実の度合いによって、来る来ないが決まるのではないかと思います。知り合いから、幼稚園とか保育園の事を聞かれます。それが手厚いかどうかで決めているかと思います。

この補助は、3歳児から5歳児、近隣の自治体と比べるとどうですか。

（石井子ども家庭課長）

一番高いのは、浦安市で6万円です。松戸市は、2万5千円、柏市は、2万円です。

（山口会長）

自治体の財政等関係があると思います。

情報は、市の方に寄せられるのですか。

(石井子ども家庭課長)

補助金に関しての情報は、寄せられていません。

(山口会長)

新しいタイプになった時には、補助金が減るのですか。

(熊井子ども家庭課長補佐)

私立幼稚園園児補助金とは別に私立幼稚園就園奨励費補助金がありますが、新しい制度においては、新制度へ移行する幼稚園には、就園奨励費補助金はなくなり、施設型給付として、市が園の方に給付します。私立幼稚園園児補助金については、制度自体を無くすのか、単価を下げるのか等、今後検討しなければなりません。幼児教育の無償化が行われた場合は、不要になると思いますが、来年度以降も補助金は、実際は、継続していくものと思います。

(山口会長)

金額は、議論になりますか。

(熊井子ども家庭課長補佐)

そういった意見が出てくる場もあるかもしれません。

(山口会長)

今、出ているわけではないのですか。

(熊井子ども家庭課長補佐)

今は、出ていません。

(中村委員)

現在、流山市の1万5千円と2万円は、どのような試算から出された金額ですか。

(石井子ども家庭課長)

私も疑問に思い、聞いてみました。途中で金額が変わっています。1万5千円と2万円で差がついた理由は、もう少し調べてみないと分かりません。

(中村委員)

現在、私立幼稚園の入園金は、11万円近くで、最初の請求は、教材費等約5万円で入園前にまとまったお金がかかるイメージがあります。頂けるお金は、ありがたいのですが、こういう物にかかる補助の為に、こういうお金を出しましたという兼ね合いで出したという物がないと、何のお金なのか分かりません。

(熊井子ども家庭課長補佐)

この補助金の所管は、今は、子ども家庭課ですが、最初は、教育委員会でした。教育委員会の資料を調べたのですが、昭和50年代から制度があり、その頃の状況と違っていますので、調査には時間を頂きたいと思います。

(山口会長)

ありがとうございました。

《子ども家庭課退室》

《都市計画課入室》

(山口会長)

お忙しい中、ヒアリングにご出席いただきありがとうございます。

それでは、街づくり組織活動費補助金についての説明をお願いします。5つの項目、「公益性」、「公平性」、「必要性」、「効果」、「適切性」、ここ3年間でとった改革を中心に5分程度でご説明いただき、その後私どもの方から質問させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

(松田都市計画課主事)

都市計画課の松田と申します。よろしくお願いします。

事前にお配りしている資料に制度の概要がわかるものをまとめました。流山市の「街づくり条例」で規定する、地区単位で活動する街づくり組織があります。その組織が、地区の街づくり計画に関する計画を作成するにあたり、その活動に係る事務経費があり、地図の購入費や郵送費等の負担を補助し、良質で魅力的な街づくりを推進するための活動を促進するものとして、この補助金を設立しました。

手続きの流れは、流山市補助金等交付規則に準じ、一般的な流れで行っています。

交付対象は、地区の街づくり計画の案作成に要した事務費、主に消耗品、通信費、使用料、手数料等が計上されます。

交付額算定方法、交付限度額については、補助対象経費から補助金、寄付金その他収入から2分の1を掛けた金額です。ただし、1年について5万円を限度としています。

運用を始めたばかりで、どのような改革をしているかについて、この場で答える事は、難しい部分があります。交付対象となっている自治会と連携を図りながら、必要な経費について、厳選して交付を行い、運用を図っています。

(山口会長)

それでは、これから質問に入ります。

(川勝委員)

これを読んで感じたのは、金額は、小さいのですが、難しい要素があると感じました。街づくり組織の活動は、どんな事を想定して、どういう形になるのか、イメージがわかりません。ここのポイントだと思います。25年度に採択されていますので、イメージを教えてください。

(松田都市計画課主事)

地区の街づくり計画の合意に当たっては、総地権者の3分の2以上の合意形成が必要です。不在の地権者等がいますので、配達証明で郵便等を送る。資料作成に当たっては、地図の購入等、事務経費が多くかかります。対象団体は、現在、自治会が多いのですが、その中に街づくりの予算を取る事が難しいところがあります。と言って、全額補助は、よろしくない事がありますので、補助率を2分の1として、その他事務費等の負担の軽減を図る事によって、自治会等が街づくりの作業を進めやすいように

補助を行っています。金銭の補助だけでは無く、人的補助として、街づくり相談員という街づくりに関する専門家を派遣する制度や、我々職員も自治会の会合等に参加して、街づくりに対してのレクチャー等も行っておりますので、金銭的、人的支援両方合わせて行う事により、適正な運用を図っています。

(長橋都市計画課長)

補足をさせていただきます。

街づくりは、都市計画法に基づいて、第1低層住居専用地域から工業専用地域まであります。その中で、建築基準法の別表2に建築する事が出来る建築物、例えば、戸建て住宅、共同住宅、学校、病院、工場等、用途地域で決められています。街づくり計画というのは、都市計画で一律に決められたルールではなくて、街独自のルールを作ります。例えば、平和台、市役所のすぐ後ろでしたら、戸建て住宅がいっぱい建っていますが、用途上は、大きな建築物、マンションや大きなスーパーが出来る等、許容できる物を都市計画で定めています。ただ、実際に住んでいるのは、戸建て住宅、一般の専用住宅が建っています。今、住んでいる皆さんが3分の2以上の地権者の合意が得られると、共同住宅は建ててはいけない、敷地を細かく売ってはいけない、大きなスーパーを建てて売ってはいけない等、街づくりのルールを作ることが可能です。それを我々は、街づくり計画と言い、今住んでいる街を継続して住みやすい街にしていくのか、それとも、違った面から、例えば、生垣については、その街に合った今ある生垣にするのか、ブロック塀は、大きな地震で崩壊してしまいます。道路側に崩壊すると、緊急車両が通れなくなるので、建て替えをする時は、ブロック塀ではなくて、生垣にして下さい、ブロック塀を作るなら、1m下げて作ってください等、法律では書いてないルールを皆さんで作り上げていただきたい、というのが街づくり条例の中の主旨です。そのルールを作っていくためには、アンケート調査等を郵送します。地権者が住んでいない場合、土地は残っていても住んでいない場合についても、同様に発送します。行政ではなく、住んでいる皆さんが、住んでいる街をどうしていくのか、皆さんで考えていきます。あくまでも都市計画法というのは、大きく制限をかけられますが、細かい制限は、かけられません。それを地区街づくり計画というもので、皆さんで考えていただきます。

(西村副会長)

現在は、平和台の自治会で一つやっていて、今度、二つ目を予算要求していますね。

(長橋都市計画課長)

今、要求しているのは、予算上2地区です。

(西村副会長)

毎年5万円を3年間ですか。5万円を1回ですか。

(長橋都市計画課長)

実際、1回で出来上がれば、1回で終わりですが、3年を限度、15万円までです。

(西村副会長)

平和台の自治会は、25年度、具体的にどんな街づくりをする事になっているので

すか。

(長橋都市計画課長)

今、建っている戸建て住宅をそのまま残す、大きな敷地100坪の土地を50坪までに分割しても良いが、30坪に分割はできない。老人福祉を扱うケアマネージメントを扱う建物は、認める等です。

(西村副会長)

土地を小さく分けると、街として価値がなくなる事を防ぐためですか。

(長橋都市計画課長)

確かに価値がなくなりますが、大きな土地でゆとりのある庭が、30坪に分割すると建物が密集してしまうためです。

(西村副会長)

新たに計画しているものがあって、要求しているのですか。

(長橋都市計画課長)

とりあえず、予算要求していますが、継続して街づくり計画を新たにステップアップしていきます。

(西村副会長)

去年は、一つだけですが、目に見えているところは、あるのですか。

(長橋都市計画課長)

今のところ、江戸川台東商店街、江戸川台西1丁目地区が相談にきています。

(西村副会長)

具体的にどんな事をしようとしているのですか。

(長橋都市計画課長)

まだ、正直わかりません。

商店街の方は、シャッター通りになって商店街としての価値がなくなりつつあるので、なんとか活性化したいと動き始めています。

(西村副会長)

個々に任せていると開発が上手くいかないのでは、街づくり計画をして市が支援するという事ですね。

(長橋都市計画課長)

そうです。

(川勝委員)

その結果として、成果が出なくても経過があるので良いのですか。結果が成就出来なければ、どうなるのですか。

(長橋都市計画課長)

最終的には、街づくり計画を作っていただきます。それは、法律的な根拠があります。そこから、もう一步ステップアップした地区計画や、建築協定等、都市計画法建築基準法の法律に基づいた計画になります。そこまで作り上げていくのが最終的な狙いです。

(西村副会長)

狭い範囲の「ある通り」や「ある地区」ですね。

(長橋都市計画課長)

はい、そうです。

流山市全体ではなく、自治体の中の何丁目だけの皆さんの顔が分かる範囲で作っていただくのですが、それが、なかなか上手くいきません。

(山口会長)

24年度にこの審議会で新規の時にC評価でした。その時、私もいしました。非常に難しいという意見でした。街の人達が中心になっていけば、行政がやるより街づくり条例が可動すると思います。記憶では、自治会の中に組織をつくって、市があまり関わらず、街づくり相談員は、置いていませんが、その時から内容を変えていますね。

(長橋都市計画課長)

当時は、自治体の皆さんで自主的に運用して下さいという考え方でしたが、それだと上手くまわらないので、専門的な考え方、法律的な考え方は、職員や街づくり相談員が入らないと、なかなか先に進みません。

(山口会長)

前年度の審議会の時に色々話があったと思いますが、それを汲みにとって必要な時は、相談に応じるようにしたのですね。前年度2地区あって、1地区は、平和台で進んでいるようですが、もう1地区、江戸川台東商店街は、進まなかったのですか。

(長橋都市計画課長)

江戸川台東商店街の会長と会員が、先に進めていく中で、こじれてしまい頓挫してしまいました。会長が目指していた商店街と中に入っている人達の意見が違い、今は、止まっている状態です。修復をしていきたいと考えていますが、窓口がないので、入っていきません。

(山口会長)

平和台自治会は、高齢者介護関係の建設、土地50坪等まとまっているのですか。

(長橋都市計画課長)

25年度は、街づくり計画を作りかけていましたが、作り上げる途中でアンケート調査を実施したところ、6割位が賛成ではありませんでした。

(山口会長)

全会一致が必要なのですか。

(長橋都市計画課長)

全会一致ではなく、3分の2以上です。

もう一度、中身について、今年度、細かく議論をし、出来れば、街づくり計画の作り込みを皆さんの合意形成を図っていきたいと願っています。

(山口会長)

市は、どういう位置付けですか。

(長橋都市計画課長)

街づくり計画は、法律的な位置付けがありませんので、市からの指導という取り扱いになってしまいます。そこから、法律的に制限がかけられる物をひっぱり上げて、もう一つ上の地区計画にグレードアップし、法律的に制限がかけられる物は、法律的に制限をかけます。ブロック塀の高さは、法律的な制限がかけられませんので、地域の皆さんで守って下さいと紳士協定になってしまいます。二束のわらじ、法律で守れるところは、守っていき、法律で守れない部分は、市民の皆さん、自治会で守っていただきたいと思います。例えば、平和台の自治会に入った時には、そのルールを守ってもらうかたちになります。

(山口会長)

今度の根拠は、平和台の5万円ともう一つ位出てくるだろうという事ですね。

(長橋都市計画課長)

江戸川台西1丁目が動き始めています。

(山口会長)

そこも自治会が中心ですか。

(長橋都市計画課長)

自治会が中心になっていますが、江戸川台西1丁目だけで、街づくり組織、街づくり計画を活動しています。

(山口会長)

自治会は関係ないのですか。

(長橋都市計画課長)

自治会長が承認します。江戸川台は東自治会、西自治会があり、その中で西1丁目ブロック、2丁目ブロックとなっています。

(廣田委員)

アンケートの回収率は、どれ位ですか。

(長橋都市計画課長)

71%です。

(大川都市計画課係長)

地権者は、必ずしもその地区にお住まいではない方がいらっしゃいますので、遠方の方、借地されている方は、意識的に自分は、直接関係ないというところがあります。そういう方からの回収率が低かったと報告を受けています。

(廣田委員)

70%回収できていれば、関心があるのではないですか。

(大川都市計画課係長)

普通では、70パーセント回収出来れば、ある程度先に進めますが、賛成としてみなすかどうか考え方が違います。

(山口会長)

「流山市街づくり条例」のパンフレットを頂けますか。

(大川都市計画課係長)

はい、わかりました。

(山口会長)

ありがとうございました。

《都市計画課退室》

《指導課入室》

(山口会長)

お忙しい中、ヒアリングにご出席いただきありがとうございます。

それでは、小中学校体育連盟補助金についての説明をお願いします。5つの項目、「公益性」、「公平性」、「必要性」、「効果」、「適切性」、ここ3年間でとった改革を中心に5分程度でご説明いただき、その後私どもの方から質問させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

(矢内指導課長)

指導課の矢内と申します。よろしくお願いします。

(弘永指導課指導主事)

指導課の弘永と申します。よろしくお願いします。

(矢内指導課長)

小中学校体育連盟補助金は、児童生徒の体力向上を願い、市内小中学校の全生徒を対象に小中学校体育連盟に補助金を支出し、事業を行っております。市の補助金は、270万円、市PTA連絡協議会より3万5千円を受け、その中でどの様に支出されているかと言いますと、事務費として報償費、負担金、印刷消耗品費があり、合計202万2,067円となり、その中に会議費や通信費が含まれます。報償費の内容は、子ども達が市内大会で活躍しますので、その時の賞状、メダル代です。16専門部会は、小学校で2部会、中学校で14部会あります。県への小中体連の各市の負担金があり、小学校1校1,500円×15校分、中学校1校10万円×8校分、中学校121学級に対して900円ずつが負担金として決められ支出しています。事業費として、市内大会、8月に行われる技術講習会の費用に使用しています。

現在、小学校4年生から6年生まで運動部活加入率は、陸上部48.6%、ミニバスケットボールクラブ33.6%あり、中学校の70.4%に繋がる数と考えています。児童生徒が大会に向けて運動に取り組み、目標の大会が県大会、関東大会、全国大会になっています。全国、関東、県大会に出場した児童生徒は、述べ574名で、昨年度の市長表彰にも沢山の児童生徒を表彰する事が出来ました。こういった補助金によって大会が運営されており、子ども達の励みになっております。

小中学校体育連盟では、毎年、定期総会が開催され、会計報告もきちんとなされており、適切に報告されております。

今後については、新設校ができますので、学校数が小学校1校、中学校1校増える状況も考えていかなければならないと思います。

(山口会長)

ありがとうございました。質問をお願いします。

(川勝委員)

確認したいのですが、市P連は、保護者の負担と理解してもよろしいですか。

(矢内指導課長)

市PTA連絡協議会がございまして、市P連は、各学校のPTAの会費の中から決められた割合のお金を出しています。その中から、3万5千円をこちらにお預かりしています。

(西村副会長)

千葉県小中学校体育連盟は、どこが所管ですか。誰が運営しているのですか。

(矢内指導課長)

千葉県小中学校体育連盟葛北支部です。

(西村副会長)

それは、どこがやっているのですか。

(矢内指導課長)

県の小中体育連盟です。

(西村副会長)

そこに上納金を納めているのですか。

(弘永指導課指導主事)

市の小中学校体育連盟がありますが、その上に葛北の小中学校体育連盟があります。葛北支部の中に含まれています。更に県の小中学校体育連盟、関東の小中学校体育連盟、全国の小中学校体育連盟というかたちでそれぞれの大会を運営する組織があります。

(西村副会長)

運営するのに、市がお金を出していますが、県は出していますか。

(弘永指導課指導主事)

各市から集めたお金の中で運営しています。

(川勝委員)

270万円の補助金のうち93万円が県への負担金で事業費の多くを占めていて、市の財政負担は大きいと思います。負担を減らす議論はないのですか。中学校10万円×8校ですが、何故、こんなに大きい額なのですか。市としてどう考えていますか。

(矢内指導課長)

小中学校負担金は、どこの市も同じ等分の負担を課せられています。

(西村副会長)

普通、体育の授業で体力の向上をやっていて、それとは別に大会の為ですよね。他校と競争しなくても学校だけでは、駄目なのですか。

(矢内指導課長)

自分達の力を確かめる為に試合をします。

(西村副会長)

これは、やらなくてもいいと言えないのですか。受益者負担でやればいいじゃないかと。流山市として児童が優勝したり頑張ったりしたら嬉しいけれども、そこまでしてやらなければなりませんか。逆に言えば、もっとお金を出せば、頑張るのですか。

(弘永指導課指導主事)

葛北支部では、昔は、金メダル、銀メダル、銅メダルを出していました。同じ補助金の中で、もうこれ以上出せないという事で、今は、金メダル、銀メダルまでで、3番では、メダルはもらえないという事で、頂いている中で、何とか運営しているのが現状です。

(西村副会長)

この制度は、やめられないので、この補助金はずっと続くのですね。

(弘永指導課指導主事)

はい。

(山口会長)

市の小中学校体育連盟は、言葉は、悪いのですが、上納金もあります。組織は、県の下、葛北支部の構成団体は、どことどこですか。

(矢内指導課長)

流山と野田と私立西武台千葉中学校が葛北支部に入っています。その下に市の小中学校体育連盟があります。

(山口会長)

負担金の額は、どこが決めているのですか。

(矢内指導課長)

県で決めています。

(山口会長)

県の方にも、流山市が総会等に出るのですか。

(矢内指導課長)

代表者が出ています。

(山口会長)

総会で負担金が決まるのですね。これが決まると270万円のうちの93万円ですから、残り180万円位の中で、報償費やメダル代、印刷代に使うのですね。連盟に参加していると、93万円は、払わざるを得ないのですね。

収入を増やす為に、参加費を取る等の手当てがあると思いますが、それは出来ないのですね。他市で参加費を取っているところは、ありますか。

(矢内指導課長)

聞いた事はありません。

(山口会長)

どこの地区もこういう仕組みでやっているのですね。

(川勝委員)

このままだと、23年間で、ずっとエンドレスになります。今の話を聞いていると、同じ事の繰り返しです。市の助成と受益者負担をどう考えるか、議論する時期ではないかと思います。

(山口会長)

色々な負担の仕方があると思います。PTAの3万5千円を例えば20万円にする等、少しでも市の負担を減らせるとは思いますが、そういった検討は、されているのですか。

(矢内指導課長)

市P連のお金は、スポーツだけではなく、子どもの安全を守る為にも使われます。

(山口会長)

他に収入を増やすことは、出来ませんか。

(矢内指導課長)

可能性は、ありえないと思います。市P連の会計に携わった事がありますが、この金額でいっぱいです。これ以上、市P連に負担をお願いする事は出来ません。

(山口会長)

保護者からの負担は、出来ますか。

(矢内指導課長)

家庭は様々で、貧困率も話題になっています。

(西村副会長)

部活に参加して体育大会に参加する生徒から取れないし、父兄からのものもこれ以上取れないし、大会に参加するときは、市で面倒をみないと出来ないということですね。

(矢内指導課長)

はい、そのように考えています。

(西村副会長)

毎年、続くのですね。

(矢内指導課長)

ご意見いただいたように、連盟の代表者に伝えて、金額について、考えていただく話し合いのきっかけづくりは、出来ると思います。どうなるかは、別として。

(西村副会長)

流山市だけでなく、他の市の団体も同じ事情でしょうから。

(矢内指導課長)

相談した上で、補助金の在り方についてご意見を頂いたので、この金額についてお考え頂く事は出来ませんか、というような話を投げかける事は出来ませんが、厳しい立場だと思います。

(廣田委員)

市内大会だけの運営費ですか。

(矢内指導課長)

市内だけでなく、県の負担金も出していますので、県大会も含みます。

(廣田委員)

県大会に出る為に県の負担金を出すのですか。

(矢内指導課長)

はい。

(廣田委員)

市内大会は、市内陸上競技大会と他にもありますか。

(矢内指導課長)

小学校では、市内陸上競技大会とミニバス大会。中学校では、専門部に分かれ、バスケ、陸上、サッカー、野球等、14のスポーツ大会が市内大会又は、技術講習会として、期をずらして行われています。それぞれの運営費は、あります。

県大会は、県大会の中でそれぞれ運営して頂いているので、費用がかかっているかと思います。

(廣田委員)

負担金は、私は、県大会に出る為かと思います。市内全児童生徒に関わる事業と書いてありますが、全部の児童生徒ではないと思います。運動部に入っていない子には、全然関係ないと思います。PTAのお金も全児童のお金です。大会に出る子が払えばいいかと思います。メダル等をもらうので、参加費を払う事に疑問はありません。

(西村副会長)

住み分けがあるかと思いますが、指導課と生涯学習課スポーツ係、サッカー、野球はどこが担当ですか。

(弘永指導課指導主事)

小中学校の学校関係は、指導課、協会いわゆる一般の大人の方が入ったものは、生涯学習課のスポーツ係です。

(西村副会長)

指導課は、県全体の大会の所管ですか。指導課と生涯学習課スポーツ係の違いは、何ですか。

(弘永指導課指導主事)

子どもの所属が学校として出場しているのが、小中学校体育連盟です。サッカー、野球のクラブ等、土曜日、日曜日の協会主催の大会は、生涯学習課が担当しています。

(西村副会長)

少年野球、少年サッカーの県の大会は、別ですね。課の連携は、ないのですね。

(矢内指導課長)

先程の廣田委員の質問の答ですが、部活動は、学校教育活動の一環として行われていて、入るか入らないは別として、学習指導要領にも子ども達の健全育成の為に、生

涯にわたってスポーツを楽しむ能力や体力を養う事が認められています。吹奏楽や文化系に入った子達の連盟の参加費も負担しています。

(西村副会長)

学校単位とクラブ単位があって、ここでは、学校単位の話ですね。少年サッカーや少年野球は、任意のクラブですね。

(矢内指導課長)

そちらは、そちらで、受益者負担になるような各家庭の負担があると思います。こちらは、学校教育活動の一環として行われている事ですので、今までの補助は、同じように続けて頂きたいと思います。

(山口会長)

この審議会の内容を遡っていきますと、20年度も23年度もA評価で事業そのものは良かったと思います。どの補助金もそうですが、長期化になると見直しの必要が求められてきます。必要性はあると思いますが、何らかの改革改善の検討をして頂きたいと思います。A評価ですが、270万円ほぼ全額が補助金で良いのか、部活に入っている親御さんは、恩恵を被っていますが、そうでない人が沢山いますので、今後、検討をお願いします。

ありがとうございました。

《指導課退室》

《国保年金課入室》

(山口会長)

お忙しい中、ヒアリングにご出席いただきありがとうございます。

それでは、人間ドック利用助成金、はり・きゅう・あんま等施設利用者助成金についての説明をお願いします。5つの項目、「公益性」、「公平性」、「必要性」、「効A果」、「適切性」、ここ3年間でとった改革を中心に5分程度でご説明いただき、その後私どもの方から質問させていただきたいと思います。2本ありますが、人間ドック利用助成金からお願いします。

(湯浅市民生活部次長兼国保年金課長)

国保年金課長の湯浅です。よろしくお願いします。

人間ドック利用助成は、平成7年7月1日から規則が施行されております。

補助金の趣旨、目的は、国民健康保険法第82条で、保険者に対し健康の保持増進のため必要な事業を行うよう努力義務が課せられており、これを受けて、流山市国民健康保険条例第6条で被保険者に対する保健事業として健康診断を始め5項目を規定しています。本市としては、健康診断を奨励し、疾病の早期発見、早期治療による予防を推進し、もって被保険者の健康の保持増進に資するため、人間ドックの利用に対する助成事業を行っています。

助成対象者は、国保の被保険者期間が1年以上、かつ、保険料の滞納がない35歳以上の国保被保険者を対象として、規則で指定した市内8病院において、規則で規定した検査項目を受診するものです。費用については、消費税込で一律43,200円とし、その7割である30,240円を助成しています。自己負担は、12,960円です。

平成20年度から生活習慣病の予防として特定健康診査、いわゆるメタボ健診が保険者に義務化され、人間ドックの受診者を特定健診の受診率に反映することができま
す。本市は、国、県の平均受診率、平成23年度、国が32.7%、県が35.1%を大きく上回り、県内で上位、44%8番目の受診率となっており、健康診断による疾病治療に対する市民意識の醸成に一役かっていると思います。

平成20年度から生活習慣病の予防として特定健康診査の義務化と相まって、また、こうした市民の健康への意識の高さがあることから、人間ドック受診者も年々増えている状況にあります。24、25年度、非常に伸びが大きくなっています。

改定すべき点は、これまでの補助金審議会では、助成金制度の目的の妥当性や増額についても理解をいただき、A評価となっています。ただ、検査項目も特定健診に比べ多くあり、また、自己負担も少額であることも要因となり、受診者が急増している実態もあることから、国保財政健全化に資するよう助成額の引き下げなどを検討していきたいと思っています。今後、国保運営協議会に助成金の引き下げについて諮問する予定です。

以上、人間ドック利用助成を終わります。

(山口会長)

ありがとうございました。

(川勝委員)

助成金の引き下げは、10分の7の助成額ですか、金額の引き下げですか。

(湯浅市民生活部次長兼国保年金課長)

定額4万円の検査料で消費税込み43,200円です。消費税が上がるたびに助成金
が上がる状況ですので、今後は、助成額を定額制にして、金額的にも引き下げを考えたいと思います。

(山口会長)

昨年、審議会でも良いという評価でしたが、ただ、このまま利用が増えると金額
がそのまま、ずっと増えていくのは、どうかという意見でした。

国保は特別会計ですが、市も負担していますので、検診項目の見直し等検討をお願い
しました。国保運営協議会に引き下げの諮問予定という事ですが、4万円を下げる
のですか。

(湯浅市民生活部次長兼国保年金課長)

検査項目につきましては、流山市の医師会と協議していますので、検査項目の見直
しは、検討課題と考えます。ただ、助成が7割と規定されています。率で決めると、
消費税が上がると助成額が増えますので、助成額を定額にしていきたいと考えていま

す。

金額についても30,240円の助成額に対して、2万円位でどうかと考えています。1万円減額されることになれば、全体の減額は、1千万円程度になると思います。

(山口会長)

今のところの考えを諮問予定ですか。

(湯浅市民生活部次長兼国保年金課長)

色々な議論があると思いますが、諮問する考えでいます。

(川勝委員)

実行プランの金額は、一般会計からの繰り入れと理解してもよいですか。

(湯浅市民生活部次長兼国保年金課長)

この部分かどうかは、難しいところです。

(川勝委員)

国保で払っている部分と一般会計から繰り入れている部分の度合いは、どのようになっていますか。

(湯浅市民生活部次長兼国保年金課長)

この部分でいくら一般会計から繰り入れているかどうかは、予算書を見ないとわかりません。

国保の予算は、人件費を含めて160億円あります。市からの繰入金は、10億円です。10億円の中には、国や県からの補助金が一般会計に入るので、それを含めたものです。単純に赤字の補てん分は、平成25年度4億円位です。全体160億円の経費の中の4億円がどこに使われるかは、難しいです。

(川勝委員)

繰り入れて全体の国保の収入の中で、各事業をやっている中で、その中にこれが入っているのですね。

(湯浅市民生活部次長兼国保年金課長)

赤字補てんの部分については、医療費で処理しています。

(山口会長)

ありがとうございました。

それでは、次のはり・きゅう・あんま等施設利用者助成金をお願いします。

(湯浅市民生活部次長兼国保年金課長)

はり・きゅう・あんま等施設利用者助成金は、平成3年4月1日から規則が施行されています。

国民健康保険法第82条で、保険者に対し健康の保持増進のため必要な事業を行うよう努力義務が課せられており、これを受けて、本市国民健康保険条例第6条で被保険者に対する保健事業として、明確に、あんま、マッサージ、指圧、はり及びきゅうを始め5項目を規定しています。本市としては、国保被保険者に対する保健事業として、あんま、マッサージ、指圧、はり及びきゅうを明確に規定しており、施設利用者に対する助成事業を行っています。

助成対象者は、国保の60歳以上の被保険者で、かつ、保険料の滞納がない被保険者を対象として、規則で指定した市内施術所において、医療行為以外のあんま、マッサージ、指圧、はり及びきゅうを受診した場合、1日1枚500円の助成券により助成するもので、1年間で1人最高24枚まで使用できるものとなっており、運動器系等の疾患になった高齢被保険者の健康の保持増進に一役買っていると考えています。

近年、施術所の増加により助成額の増加が危ぶまれましたが、対象者が限定されるため、全体の金額は均衡状態にあります。

改定すべき点として、これまでの補助金審議会では、助成金制度の目的の妥当性や増額についても理解をいただき、A評価となっています。一般会計からの繰入金の問題はありますが、平成5年度当時1,000円であった助成金が、平成16年度から500円に引き下げをおこなっており、また、今後急激な増加も見込めないことから制度として存続したいと考えています。

(山口会長)

ありがとうございました。

16年に補助金等審議会ができて、全面的に見直しがありましたが、それと関連がありますか。

(湯浅市民生活部次長兼国保年金課長)

その時は、承知していません。そういう経緯があるのかと思います。

(山口会長)

16年の12月位ですが、違いますか。

(湯浅市民生活部次長兼国保年金課長)

1,000円になって700円になって500円になっています。おそらく、平成16年当時、そういう方針が出たのかもしれませんが。

(川勝委員)

人数が多く見込まれている理由は、何ですか。実績は、5,000件弱で、7,800件は、実績との整合性が取れないような気がします。

(湯浅市民生活部次長兼国保年金課長)

予算をたてる時に、60歳以上の被保険者を対象としているので、対象者の数を加味しています。実際、利用している方が5,000人程度でした。

(川勝委員)

従来から、予算要求的に言えば、60歳以上の数字がでますので、それを基に要求しているのですが、ここ3年間は、そうでもないように感じます。過大見積りのような気がします。

(西村副会長)

60歳以上75歳未満を対象者にしている背景を教えてください。

(湯浅市民生活部次長兼国保年金課長)

運動器系、神経抹消系に疾病がある方が一つの条件になります。そうすると、高齢者の方が対象になるという事があったかと思います。

(西村副会長)

件数が書いてありますが、利用した人数は、わかりますか。件数は、券を出したという事ですね。

(湯浅市民生活部次長兼国保年金課長)

券を利用した枚数になりますので、人数は、すぐに出せません。

(西村副会長)

一人平均、何枚使ったかわかりますか。

(湯浅市民生活部次長兼国保年金課長)

申し訳ありません。そこまで、統計を取っていません。

(山口会長)

ありがとうございました。

《国保年金課退室》

《社会福祉課入室》

(山口会長)

ヒアリングは、終わりましたけれども、社会福祉協議会事業費補助金追加資料の説明をお願いします。よろしくお願いします。

(河原健康福祉部次長兼社会福祉課長)

今日、お配りした資料に基づいて説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

平成25年度における、社会福祉協議会の一般会計の総事業費は、2億4,232万3,462円で、このうち、流山市からの補助金は、4,993万円となっています。この補助金を、どの事業に充当しているかといいますと、約96パーセントにあたる4,787万8千円を一番上の法人運営事業に充てています。法人運営事業の内容は社会福祉協議会の事務局に係る管理・運営費、総務・地域福祉担当の人件費です。また、福祉活動事業に49万7千円、これは遺族会、保護司会、更生保護女性会及び原爆被爆者の会への助成金です。次に、地域ぐるみ福祉推進事業に155万5千円、これはボランティアセンターの運営費が主な内容です。つまり、補助金のほとんどが社会福祉協議会の職員人件費に充てられています。

これについては、前回の補助金審議会でも述べましたが、社会福祉協議会は本来行政が受け持つべき採算の取れない事業を行っています。この表で言えば、上から4段目の地域ぐるみ福祉推進事業、その下の心配ごと相談所運営事業、その下の共同募金配分金事業、その3つ下の資金貸付事業、一つおいて福祉サービス利用援助事業が採算の取れない事業であり、それらに係る人件費分として市が助成を行っているものです。この中でも委託費として、市が委託料を払っているものがあります。福祉活動事業の中で受託金収入がありますが、これに関しましては、市が委託している内容です。

福祉活動費用 8 1 7 万円、地域ぐるみ福祉推進事業 4 3 5 万 4,2 3 7 円、福祉会館管理事業 2,4 7 5 万 1 千円、放課後児童健全育成事業の指定管理委託 2,9 3 6 万 1,5 0 0 円です。放課後児童健全育成事業と福祉会館管理事業については、指定管理事業になっています。委託料には必要な人件費が盛り込まれていますが、それ以外の事業では、人件費が盛り込まれていません。したがって、これら不足する人件費について市が補助せざるを得ないと考えています。こうしたことで、平成 2 5 年度は、合計 4,9 9 3 万円の補助を出している状況です。ただし、市の財政事情も厳しいことから、平成 2 6 年度は、社会福祉協議会と話し合いを行い、社会福祉協議議会には民間事業者として経営改善、具体的には、会員増強による会費の増額、職員の手当の見直し、経費節減等をお願いするとともに、補助金の削減を実施しようとしています。平成 2 5 年度補助金が 4,9 9 3 万円ですが、平成 2 6 年度につきましては、2,7 0 1 万 8 千円とし、4 6 %減する計画です。

平成 2 6 年度については、社会福祉協議会の自助努力の成果がどの程度出るかにもよりますが、補助金の大幅削減によって、内部留保資金で不足分を補てんしなければならない状況も考えられるところです。

補助金等審議会ヒアリング資料の財政調整積立金基金、積立金について説明いたします。基金の方ですが、平成 2 5 年度特別会員基金の内容は、災害時に必要な備品を購入する為の基金です。これを 1 千万円とし、他の基金は、すべて取り崩し一般会計に入れます。新たに平成 2 5 年度積立金として財政調整積立金と社会福祉振興積立金を設置しました。基金を取り崩して積立金の方に移行しました。社会福祉振興積立金 4,5 0 0 万円は、施設整備に充てられるものと位置付けられています。一般会計の財源不足を補えるものとして財政調整積立金になります。平成 2 5 年度末、平成 2 6 年 3 月 3 1 日現在、4,7 2 4 万 5,9 9 6 円の積立金がありますが、社協の予測では、この積立金を一般会計に充てる額 3 千万円予定しています。したがって平成 2 7 年度には、この金額が約 1,7 0 0 万円になり、このペースでいくと、内部流用金は、平成 2 7 年度でなくなる状況です。社会福祉協議会自身の自助努力は、これからの事になりますので、慎重に見守っていきたいと思います。

説明は、以上です。

(山口会長)

ありがとうございました。

財政調整積立金は、平成 2 8 年度は、0 になるのですね。0 で大丈夫なのですか。

(河原健康福祉部次長兼社会福祉課長)

財政調整積立金は、何か突発的な事があった場合にそれに充てる為の費用ですから、通常は一定の割合で保有しておく必要があると思います。

(山口会長)

私達は、これを 0 にしろと言っているつもりは、ありません。自立をして下さいというのが主旨です。

4,7 0 0 万円が人件費で、個別の事業は、赤字ではなく、ほとんどイーブンになって

いるのですか。

(河原健康福祉部次長兼社会福祉課長)

利益を上げない社会福祉法人です。

(山口会長)

収入増は、他にありませんか。

(河原健康福祉部次長兼社会福祉課長)

これは、あくまでも一般会計部分です。社会福祉協議会は、収益事業をやっています。介護保険事業やディサービスは、利益を得ている部分もあります。それを基金として積み立ててきたという事情があります。

(山口会長)

そこを取り崩すのですか。

(河原健康福祉部次長兼社会福祉課長)

先程言われた審議会の主旨として、適正な補助金の支出という事で、主旨は十分理解しておりますので、私どもとしても社会福祉協議会の推移を見ながら、内部流用を全部取り崩すべきとは、考えていませんので、適正な額を工夫しながら運営し、補助は、続け、出すものは出していかなければいけないと思っています。その中でも、どの辺まで努力出来るか、注意して見ていかなければならないと思っています。

(山口会長)

協議会の人件費の見直しをしていますか。

(河原健康福祉部次長兼社会福祉課長)

平成26年度については、手当の見直し、時間外の削減等に取り組んでいます。

(山口会長)

手当は、どう見直しているのですか。

(河原健康福祉部次長兼社会福祉課長)

地域手当が本給から7%支給されていましたが、3%に引き下げました。住宅手当は、1万6,000円から500円下げて、1万5,500円。時間外手当は、24年度実績の50%削減目標としています。社協職は、千葉県人事院勧告に基づき1級及び2級職のみ基本給をベースアップする。1級2級は、下の若い人です。社協職のうち4級以上、上の人になりますが、暫定的に1年間、昇給をしない。期勤勉手当を一律10%削減、55歳以上の昇給を停止する等を行いました。

(川勝委員)

市から出向している人はいますか。

(河原健康福祉部次長兼社会福祉課長)

いません。

(山口会長)

基金がなくなったら、来年、再来年の補助金は、増えるのですか。

(河原健康福祉部次長兼社会福祉課長)

経過を見て、必要に応じて、増額も検討の範囲ではあります。

(山口会長)

取りあえず、崩しなさいというのは、市の指導ですか。

(河原健康福祉部次長兼社会福祉課長)

取り崩ししなさいとは、申し上げてないと思いますが、結果として、取り崩しをせざるを得ない状況です。

社会福祉協議会の会計は、特別会計と一般会計に分かれていましたが、会計の基準が変わり、27年度までに変えなさいという事らしいのですが、流山市社会福祉協議会は、26年度から変えています。変えた内容は、公益的な事業と収益を上げる介護事業を一つの会計し、基準が変わりますので、26年度からは、収支状況がわかりやすくなります。

国から社会福祉法人の会計基準の制定通知が来ていますので、それに基づいて会計方法を変える事になります。27年3月末までに行い、それまでは、従来の会計処理によることが出来ますが、流山市の社会福祉協議会は、それに先んじて26年度から実施しています。

(山口会長)

受益者負担は、取れないのですか。

(河原健康福祉部次長兼社会福祉課長)

とれません。

(山口会長)

他の各地区の社会福祉協議会を見ると、批判は、人件費にきています。

(河原健康福祉部次長兼社会福祉課長)

支出を必要最低限にとどめていく必要があります。

(山口会長)

人件費の見直しをかなりやっておられると拝聴いたしました。

(大久保委員)

退職積立事業の2,590万円は、支出に人件費2,590万円になっていますが、よくわかりません。

(河原健康福祉部次長兼社会福祉課長)

25年度に4人退職されましたので、その方の退職金として支払われた額です。

(大久保委員)

人件費では、ありませんね。

(河原健康福祉部次長兼社会福祉課長)

人件費に区分してありますが、事業にかかった費用ではありません。

(川勝委員)

退職手当積立金は、引当金に積み立てられて取り崩しているのではないですか。

(河原健康福祉部次長兼社会福祉課長)

積み立てた中から出しています。

(川勝委員)

赤字では、ないですよ。

(河原健康福祉部次長兼社会福祉課長)

赤字とは、主旨が違います。

(山口会長)

再度の説明、ありがとうございました。

《社会福祉課退室》

(山口会長)

事務局、何かありますか。

(事務局)

今日の宿題ですが、保育課の私立保育所整備費補助金の平成25年度、26年度の補助対象経費が上がっている事についての計算の根拠について、子ども家庭課の私立幼稚園園児補助金の子ども子育て支援法に基づく、幼稚園の新制度に関する資料について、また、補助単価設定の根拠について、整い次第お出しします。

(山口会長)

長時間、ありがとうございました。

今回は、7月30日、よろしくお願いします。

閉 議 11時46分

流山市補助金等審議会

会長 山口 今朝勝